

豊こ保第32号
令和4年4月11日
改正 豊こ保第213号
令和4年5月18日
改正 豊こ保第510号
令和4年7月26日

市内認可保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所、
私立幼稚園 ご利用の保護者の皆様へ

豊見城市長 山 川 仁
(公印省略)

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた市内就学前教育保育施設における濃厚接触者の特定及び行動制限の対応について

平素より、教育・保育事業及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省より令和4年7月26日付けで通知が発出されたことに伴い、本市の就学前教育保育施設においても下記のとおり対応することとなりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 対応期間：令和4年7月26日（火）～ 別途指定する日まで
※終了する場合は別途周知いたします。
- 2 内 容：（1）就学前教育保育施設において、新型コロナウイルス感染症の陽性者を確認した場合、当該施設で濃厚接触者の特定は行なわない。
（2）上記の陽性者と接触があった者（クラス単位等）の全員を学校・保育 PCR 検査の対象として取扱い、受検者については検査結果が判明するまでの間、待機を依頼する。（個別での PCR 検査受検も可）
（3）検査未実施の場合、保育所等で感染者と接触（感染者の発症2日前～）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間（感染者と接触のあった最後の日を0日目として、5日間（6日目解除））の自宅待機を依頼する。
※濃厚接触者については、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となりますが、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、この意味において乳幼児は5日間の待機となる。（厚生労働省通知より）
（4）児童本人の感染又は同居家族の感染により児童が濃厚接触者として特定された場合、保健所から指示等された期間の自宅待機。
（5）上記（2）から（4）について、それぞれ依頼又は指示等された自宅待機の期間、保育料等の日割減免を行う。（令和4年4月1日から適用）
- 3 そ の 他：保育料等の日割減免（給食費については、各施設へご確認ください）については、各施設からの報告に基づいて減免額の計算を行い、後月（実績月の2～3か月後）の保育料に充当いたします。（退園などにより充当できない場合、還付を行います。）

問い合わせ先：豊見城市 こども未来部 保育こども園課 電話：850-5088